

極秘

事務次官

総務局長

防衛局長

外務省次官

参事官

参事官

官房長

法規課長

北東アジア課

官房参事官

5月16日外務省 200-110

韓国人遺骨の件

42, 2, 4

北東アジア課

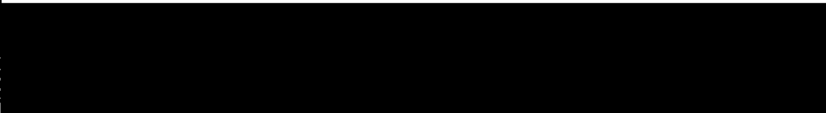
本件に関しては、従来屢次におたり 韓国
韓用側は、縁故者別が提示されたことあり、

側より要請のあるところであるので、日韓国

係全般に関する外交的考慮に基づき、韓国

政府を通じて遺骨がそれぞれ縁故者に

到達するよう、



なお、韓国政府は、わが方との間に、口上書
 を交換する形式により、本件引渡しを行なう
 こと、及び引渡しに際しては、わが方が慰
 霊祭を行なうほか、梱包及び輸送の便宜
 及び費用を負担することを希望しおる趣で
 ある。

本件に関する韓国側の説明及び
 問題点等は、下記のとおり。

記

① (韓国政府の隊故者発見の方法)

1. 韓国政府は、本件遺骨の引渡しを、以下次第
 外務省

同政府の手により遺骨の縁故者を発見すべく

万全を期することとを約しているところ、その縁

故者調査方法は、在韓木村大使よりの公信

によれば次のとおり。(韓国政府がこのような

な範囲と方法により縁故者を発見ないし指

定する方針であるので、最終的に縁故者の

全くいない遺骨というものは皆無となるうと

思われる。)

(1)

北出身者の遺

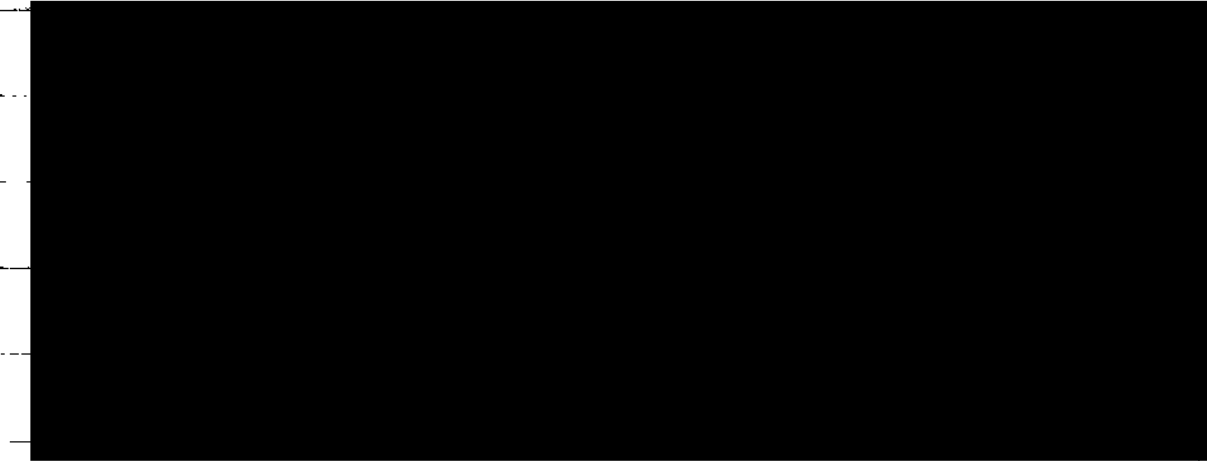
骨(2331柱のうち、469柱)については、

次頁以下2頁 不開示 外務省

中 (韓国政府の補足的説明)

2.(1) 縁故者発見のため、相当の期間が必要で

あるが、本年以内に終了したいと考えている由。



3. (本件に関する問題点)

(1) 遺骨の出身地域の如何を問はず、日本の民

法上、遺骨の所有権を有する相続人を確認

(厚生省が民法法上負っている)

しないうちに、韓国政府に引渡すことは、事務

継続

管理の義務に違反するのではないかと懸念

(民法700条)

(提訴時進行中)

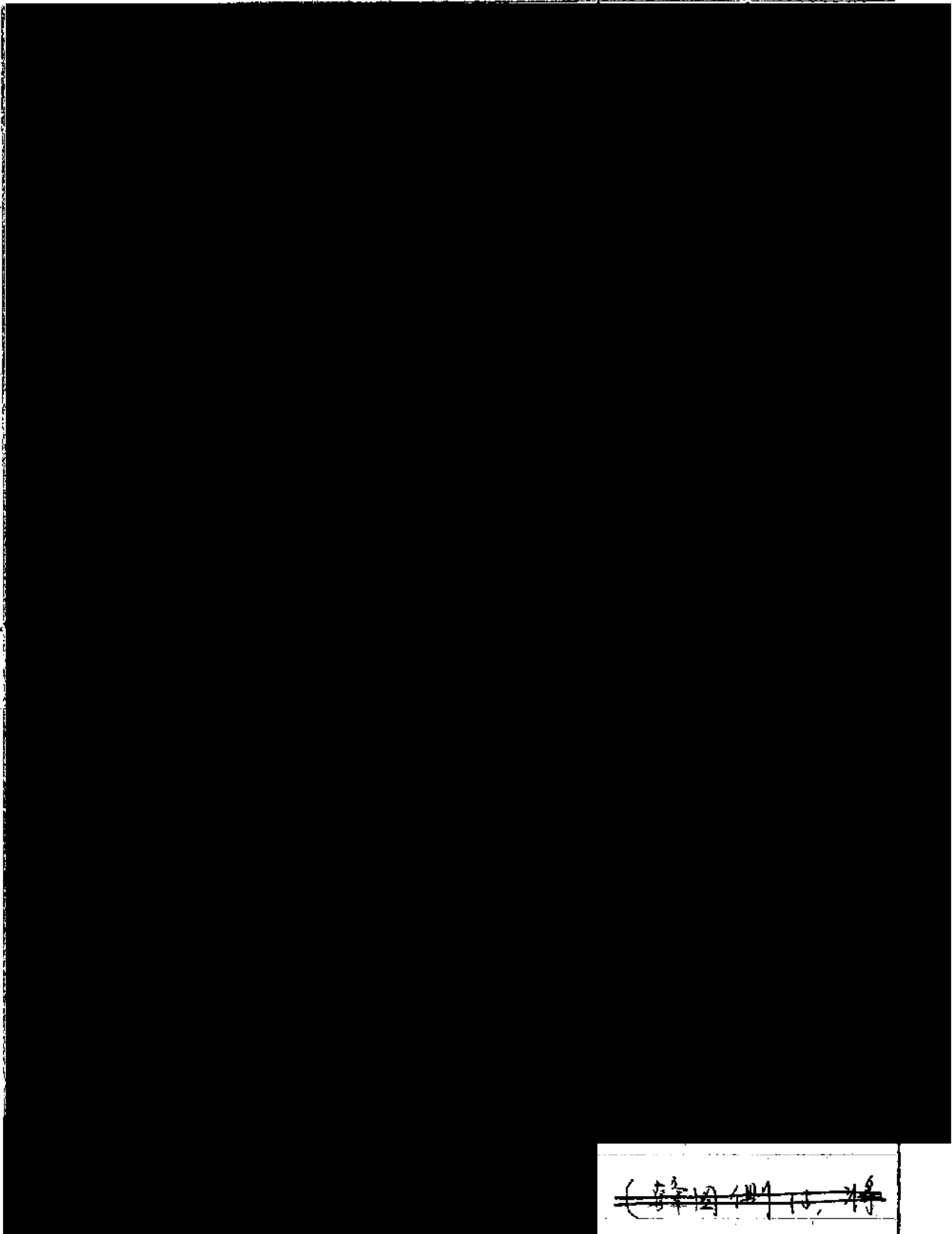
及び、それに関して訴訟を提起される懸念

があるという点である。

(2)

④④④





~~(韓国側) 10. 将~~

(3) なお、すでに、一部 韓国民間人の中には、

→ 引渡を希望する者は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は
引渡を希望しない場合は

本件遺骨を個別に厚生省より引取りたいと希望

しているむきもあるが、在京韓国大使館は一括

受領に関するわが方との交渉が進行中である

としてこのような動きを抑止している。